

## IHC運用ガイドライン改定（案）に伴う主要箇所に関する新旧対照表

新	令和5年9月29日十六改定
<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ホットラインセンターにおける対応 (役割)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼</p> <p>違法情報のうち一定の範囲の情報について、<u>日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対しては、送信防止措置等の対応を、日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対しては、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。</u></p> <p>また、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報（以下「対象有害情報」という。）について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対してそれぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ホットラインセンターにおける対応 (役割)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼</p> <p>違法情報のうち一定の範囲の情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等の対応を依頼する。</p> <p>また、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報（以下「対象有害情報」という。）について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対してそれぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼</p> <p>1 違法情報に関する対応依頼</p> <p>ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができる<u>情報が日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等に係るものである場合、対象情報が掲載されている電気</u></p>	<p>第2 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼</p> <p>1 違法情報に関する対応依頼</p> <p>ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の</p>

<p>通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。</p> <p><u>また、当該情報が日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等に係るものである場合、国によっては、当該情報の掲載が法令違反と判断されない場合があるが、例えば、当該情報が日本語で記載されていたり、具体的な内容から、日本国内のインターネット利用者を対象に発信されていると認められるような場合においては、日本国内では違法情報となることを前提として、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、原則として、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。</u></p> <p>2 対象有害情報に関する対応依頼</p> <p>対象有害情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象有害情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。</p> <p><u>ホットラインセンターから対象有害情報に関する対応を依頼する相手方は、日本国内、国外の別を問わない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>管理者に対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。</p> <p>2 対象有害情報に関する対応依頼</p> <p>対象有害情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象有害情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。</p> <p><u>依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置等依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。</u></p> <p>3 依頼の相手方の範囲</p> <p><u>ホットラインセンターから違法情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者とする。</u></p> <p><u>対象有害情報に関する対応を依頼する相</u></p>
---	--

<p>3 用語の説明 (略)</p>	<p>手方は、日本国内のプロバイダ等に限らない。</p> <p>4 用語の説明 (略)</p>
<p>第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 総論</p> <p>(1) <u>日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等に係る情報</u></p> <p>ア <u>依頼内容</u></p> <p><u>ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができる情報が日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等に係るものである場合、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。</u></p> <p>イ <u>違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け</u></p> <p>プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能する（適切かつ迅速な対応が行われる）ためには、依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者がホットラインセンターによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置等を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置等に関する法的責任を問われないようにすることが必要である。</p> <p>すなわち、裁判所によって「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者が、ホットラインセンターの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じた</p>	<p>第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 総論</p> <p>(1) <u>依頼内容</u></p> <p><u>ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して、対象情報の送信防止措置等を依頼する。</u></p> <p>(2) <u>違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け</u></p> <p>プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能する（適切かつ迅速な対応が行われる）ためには、依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者がホットラインセンターによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置等を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置等に関する法的責任を問われないようにすることが必要である。</p> <p>すなわち、裁判所によって「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者が、ホットラインセンターの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じたことは相</p>

ことは相当の理由があり、送信防止措置等について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるホットラインセンターと、依頼を受けるプロバイダ及びウェブサイト等の管理者との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

(2) 日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等に係る情報

ア 依頼内容

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができる情報が日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等に係るものである場合、国によっては、当該情報の掲載が法令違反と判断されない場合があるが、例えば、当該情報が日本語で記載されていたり、具体的な内容から、日本国内のインターネット利用者を対象に発信されていると認められるような場合においては、日本国内では違法情報となることを前提として、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、原則として、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。

イ 違法情報に関する対応依頼の位置付け

ホットラインセンターから、違法情報に関する対応依頼を受けたプロバ

当の理由があり、送信防止措置等について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるホットラインセンターと、依頼を受けるプロバイダ及びウェブサイト等の管理者との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

<p><u>イダ及びウェブサイト等の管理者は、ホットラインセンターにおいて「違法情報に該当する」と判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 (略)</p> <p><b>【わいせつ関連情報】</b> (略)</p> <p><b>【薬物関連情報】</b></p> <p>⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚醒剤、麻薬（大麻を含む）、向精神薬、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）</p> <p>⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18）</p> <p>⑦ ～ ⑨ (略)</p> <p><b>【振り込め詐欺等関連情報】</b> (略)</p> <p><b>【不正アクセス関連情報】</b> (略)</p> <p><b>【無登録貸金業関連情報】</b></p> <p>⑭ <u>無登録貸金業者による広告（貸金業法第11条第2項）</u></p> <p><b>【銃砲等所持関連情報】</b></p> <p>⑮ <u>拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為（銃砲刀剣類所持等取締法第32条第7号）</u></p> <p><b>【犯罪実行者募集関連情報】</b></p> <p>⑯ <u>犯罪実行者の募集（職業安定法第5条の4第1項若しくは同法第63条第2号</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 (略)</p> <p><b>【わいせつ関連情報】</b> (略)</p> <p><b>【薬物関連情報】</b></p> <p>⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚醒剤、麻薬、向精神薬、<u>大麻</u>、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）</p> <p>⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、<u>大麻取締法第4条第1項第4号</u>）</p> <p>⑦ ～ ⑨ (略)</p> <p><b>【振り込め詐欺等関連情報】</b> (略)</p> <p><b>【不正アクセス関連情報】</b> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第12条第1項)

を対象とする。

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象

前記2に掲げる①から⑩までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性（阻却事由）については検討する必要はない。

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

【わいせつ関連情報】

① ～ ④ (略)

【薬物関連情報】

⑤ (略)

⑥ 規制薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、規制薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 規制薬物に該当する場合

⑤アに同じ。

イ 広告に該当する場合

(ア) 覚醒剤、麻薬(大麻を含む)

及び向精神薬の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名、サービス、値段、取引方法等について、多くの人に知られるようにされていること

かつ

を対象とする。

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象

前記2に掲げる①から⑬までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性（阻却事由）については検討する必要はない。

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

① ～ ⑤ (略)

⑥ 規制薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、規制薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 規制薬物に該当する場合

⑤アに同じ。

イ 広告に該当する場合

(ア) 覚醒剤、大麻、麻薬及び向精神薬

の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名、サービス、値段、取引方法等について、多くの人に知られるようにされていること

かつ

<p>(イ) 医療関係者等を対象として行っているものでないことが明らかであること</p> <p>⑦、⑧ (略)</p> <p>⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告</p> <p>次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広告に該当する場合</p> <p>未承認医薬品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること</p> <p>※「危険ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、<u>麻薬</u>（大麻を含む）、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。</p> <p><b>【振り込め詐欺関連情報】</b></p> <p>⑩、⑪ (略)</p> <p><b>【不正アクセス関連情報】</b></p> <p>⑫、⑬ (略)</p> <p><b>【無登録貸金業関連情報】</b></p> <p>⑭ 無登録貸金業者による広告</p>	<p>(イ) 医療関係者等を対象として行っているものでないことが明らかであること</p> <p>⑦、⑧ (略)</p> <p>⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告</p> <p>次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広告に該当する場合</p> <p>未承認医薬品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること</p> <p>※「危険ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、<u>大麻</u>、<u>麻薬</u>、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。</p> <p>⑩ ～ ⑬ (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

次のア及びイを満たす場合には、  
無登録貸金業者による広告に該当する  
情報と判断することができる。

ア 無登録貸金業者に該当する場合

貸付け条件についての広告に貸金  
業登録番号の表示がない、又は詐称  
された登録番号が表示されている場  
合

イ 広告に該当する場合

次のいずれかを満たす場合

(ア) 「キャッシングならお任せく  
ださい」等の金銭の貸付け又は金  
銭の貸借の媒介を営む旨の表現が  
記載されていること

(イ) 「ご利用限度額〇〇万円、実  
質年率〇%～〇%、返済方法 元  
利均等返済、利用期間〇年」等と  
貸付けの条件（貸付けの利率、限  
度額、返済方法等）に関する表示  
があること

(ウ) 「おまとめローン、レディー  
スローン受付中」、「今なら 500 万  
円まで大幅低金利でご融資中で  
す!」、「即時融資断りません。今  
すぐメールで簡単申込み」等の貸  
付け契約の締結の勧誘を意味する  
表現があること

**【銃砲等所持関連情報】**

⑮ 拳銃等又は人の生命、身体若しく  
は財産を害する目的での拳銃等以外の  
銃砲等の所持を、公然、あおり、又は  
唆す行為

次のア及びエを満たす場合、又はイ  
からエまでの全てを満たす場合には、  
拳銃等又は人の生命、身体若しくは財  
産を害する目的での拳銃以外の銃砲等  
の所持を、公然、あおり、又は唆しの

(新設)



構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 拳銃等に該当する場合

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、拳銃等であると明らかに判断できる情報

(ア) 「拳銃」、「小銃（自動小銃、突撃銃（アサルトライフル）、狙撃銃等）」、「機関銃（マシンガン）」、「砲」等の表現が認められる場合

(イ) 「リボルバー」、「〇mm オート」、「チャカ」、「ハジキ」、「レンコン」、「飛び道具」、「モデルガン改造」、「長物」等一般的に拳銃等を指して用いられている表現や、「トカレフ」、「マカロフ」、「ベレッタ・・・」、「ワルサー・・・」、「グロック・・・」、「コルト・・・」、「スミス&ウェッソン・・・」、「CZ・・・」、「SIG・・・」、「HK・・・」、「FN・・・」、「AK・・・」、「〇〇式」等拳銃等の製品（型式）名や製品（型式）を指して用いられている表現が認められる場合

(ウ) 当該ウェブサイトで他の情報（対象物の形状、使用弾丸、又は使用弾丸及び当該弾丸の発射薬等の製作方法、使用方法、威力、費用、3Dプリンタで製作するためのデータの掲載場所等対象物に関する説明等）から拳銃等であることが明らかであると判断できる場合

イ 拳銃等以外の銃砲等に該当する場合

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、拳銃等以外の銃砲等である

と明らかに判断できる情報

(ア) 「猟銃」、「空気銃」、「電磁石銃（コイルガン）」、「銃」、「銃砲」、「クロスボウ」等の表現が認められる場合

(イ) 「自作銃」、「手製銃」、「ジップガン」、「エアガンの強化」、「自作クロスボウ」等一般的に拳銃等以外の銃砲等を指して用いられている表現や製品（型式）を指して用いられている表現が認められる場合

(ウ) 当該ウェブサイトで他の情報（対象物の形状、使用弾丸、又は使用弾丸及び当該弾丸の発射薬等の製法、使用方法、威力、費用、3Dプリンタで製作するためのデータの掲載場所等対象物に関する説明等）から拳銃等以外の銃砲等であることが明らかであると判断できる場合

ウ 人の生命、身体若しくは財産を害する目的

拳銃等以外の銃砲等により人を殺傷することを正当化する投稿や「これを使えばこの世から相手を抹消することができます。」、「痛い目に遭わせることができます。」、「相手を街で生活できなくさせることが可能です。」、「タタキに使えます」等、その銃砲等により人の生命、身体又は財産を害することを意味する表現が認められる場合

エ 所持の公然、あおり、又は唆しに該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトでの具体的な表現事項が、拳銃等又は人の生命、身体若し

くは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等を所持することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与えることが明らかな場合

例)

○ ウェブサイト上において、自作の空気銃の製造方法を解説しつつ、誰かを傷つけるための道具として銃砲等を所持する意思を生じさせるような主張を含む動画及び写真等を投稿する行為

○ 外国製拳銃等を所持する者が、不特定又は多数の者が閲覧できる掲示板において、これらの拳銃等の種類、値段等や、本人の連絡先を投稿し、客を募る行為

**【犯罪実行者募集関連情報】**

(新設)

⑩ 犯罪実行者の募集

次のア又はイの場合には、犯罪実行者の募集情報と判断することができる。

ア 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者の募集の構成要件に該当する場合

次の(ア)及び(イ)を満たす場合。(ア)又は(イ)のいずれかのみ該当する場合であっても、匿名性の高い通信手段へ人を誘引する等、当該投稿や前後の投稿内容その他関連する他の情報(アカウント名等)又は昨今の社会情勢等の事情と照らし合わせることによって、社会通念上、犯罪の実行者を募集するものと認められるときは、これに該当する。

(ア) 「闇バイト」、「裏バイト」、「叩き」等、違法・有害な業務

<p><u>であることを示唆する表現（「ホワイト案件」等実態上、違法・有害な業務であることを示唆する文言の掲載を含む。）が記載されていること</u></p> <p><u>(イ) 「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「運びの仕事」、「ドライバー」、「送迎」、「書類運搬」、「荷物を運ぶ仕事」等、犯罪の実行者の募集を示唆する表現が記載されていること</u></p> <p><u>イ 虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような労働者募集の表示に該当する場合</u></p> <p><u>労働者の募集を行う者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する特定業務委託事業者を含む。）が、インターネット等を通じて募集に関する情報を提供する場合に、「雇用しようとする者（特定受託事業者の募集を行う者を含む。）の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所（業務に従事する場所）及び賃金（報酬）」について記載がないとき</u></p> <p>4, 5 (略)</p>	<p>4, 5 (略)</p>
<p>第4 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対象有害情報に関する対応依頼</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 対象有害情報該当性を判断する上での判断基準</p> <p>① 重要犯罪密接関連情報</p> <p>対象有害情報のうち、重要犯罪密接関連情報としては、次に掲げるとおり、インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐</p>	<p>第4 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対象有害情報に関する対応依頼</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 対象有害情報該当性を判断する上での判断基準</p> <p>① 重要犯罪密接関連情報</p> <p>対象有害情報のうち、重要犯罪密接関連情報としては、次に掲げるとおり、インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐</p>

及び人身売買をいう。)と密接に関連する「殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫」を直接的かつ明示的に誘引等する情報のほか、重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連するものとして、「拳銃等の譲渡等」、「爆発物の製造」、「臓器売買」、「人身売買」、「硫化水素ガスの製造」、「ストーカー行為等」を直接的かつ明示的に誘引等する情報が挙げられる。

なお、判断の際には、対象有害情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、慎重に判断するものとする。

ア 拳銃等の譲渡等

第3の2に規定する【銃砲等所持関連情報】に該当しない場合として、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、拳銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお当該判断の際には、型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 拳銃等の譲受け

次のa及びbを満たす場合には、拳銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

a 「拳銃」、「チャカ」等の拳銃等を意味する表現が記載され、又は外見上拳銃等であることがうかが

及び人身売買をいう。)と密接に関連する「殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫」を直接的かつ明示的に誘引等する情報のほか、重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連するものとして、「拳銃等の譲渡等」、「爆発物・銃砲等の製造」、「臓器売買」、「人身売買」、「硫化水素ガスの製造」、「ストーカー行為等」を直接的かつ明示的に誘引等する情報が挙げられる。

また、犯罪実行者募集情報については、重要犯罪又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪の実行者を誘引等するものであることから、重要犯罪密接関連情報の一類型として取り扱うものとする。

なお、判断の際には、対象有害情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、慎重に判断するものとする。

ア 拳銃等の譲渡等

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、拳銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお当該判断の際には、型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「拳銃」、「チャカ」等の拳銃等を意味する表現が記載され、又は外見上拳銃等であることがうかがわれる物の画像等が掲載されていること

(イ) 「売ります」、「買います」等の譲渡等の誘引等を意味する表現が記載されていること

われる物の画像等が掲載されていること

b 「売ってください」、「買います」等の拳銃等を譲受けることを意味する表現が記載されていること

(イ) 拳銃部品・拳銃実包の譲渡等

次の a 及び b を満たす場合には、拳銃部品又は拳銃実包の譲渡等を直接かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

a 「リボルバーのシリンダー」、「〇mm オートのマガジン」等の拳銃部品を意味する表現、「チャカの実弾」、「ハジキのマメ」等の拳銃実包を意味する表現が記載され、又は外見上拳銃部品又は拳銃実包であることがうかがわれる物の画像等が掲載されていること

b 「売ります」、「買います」等の譲渡等の誘引等を意味する表現が記載されていること

イ 爆発物の製造

爆発物の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合、又はウェブサイト上の他の記載から爆発物の製造が可能な設計図情報が掲載されていることが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等（性能、使用目的等）から、爆発物の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ウ ～ キ （略）

イ 爆発物・銃砲等の製造

爆発物・銃砲等の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合、又はウェブサイト上の他の記載から爆発物・銃砲等の製造が可能な設計図情報が掲載されていることが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等（性能、使用目的等）から、爆発物又は銃砲等の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ウ ～ キ （略）

<p>(削除)</p> <p>② (略)</p> <p>4、5 (略)</p>	<p><u>ク 犯罪実行者の募集</u></p> <p><u>次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、著しく高額な報酬の支払を示唆して行う犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等(募集)するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。</u></p> <p><u>なお、具体的な仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払を示唆し、匿名性の高い通信手段を利用して人を募集する投稿等、当該投稿や前後の内容、社会的情勢その他の事情から、社会通念上、重要犯罪又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪の実行者の募集を誘引等するものと認められるときは、これに該当する。</u></p> <p><u>(ア) 「闇バイト」、「裏バイト」、「高額報酬」、「高収入」等、著しく高額な報酬の支払を示唆する表現が記載されていること</u></p> <p><u>(イ) 「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「現金回収」、「UD」、「運び屋」、「荷受け」等、犯罪の実行者の募集を示唆する表現が記載されていること</u></p> <p>② (略)</p> <p>4、5 (略)</p>
<p>第5 本ガイドラインの見直し等 (改訂履歴)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>令和6年度 改定の概要</u></p> <p>○ <u>違法情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>無登録貸金業者による広告の排除に向けた対策の強化が求められたことから、【無登録貸金業関連情報】「⑭無登録貸金業者による広告」を追加した。</u></li> </ul>	<p>第5 本ガイドラインの見直し等 (改訂履歴)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(新設)</p>

- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、銃砲等を所持した罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆す行為が処罰の対象となったことから、【銃砲等所持関連情報】「⑤拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為」を追加した。
- ・ 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に伴い、大麻取締法の名称が廃止され、同法に規定されていた「大麻等」が麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」に位置づけられることになったことから、ガイドラインの文言表記を一部変更した。
- ・ 重要犯罪密接関連情報の類型であった「犯罪実行者の募集」について、令和6年12月に開催された「犯罪対策閣僚会議」において決定した「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」に基づき、「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者の募集（職業安定法第63条第2号）」、「募集情報の的確な表示（職業安定法違反第5条の4第1項、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第12条ダ第1項）」に該当するものとして違法情報の類型とした。

○ 重要犯罪密接関連情報

- ・ 違法情報に【銃砲等所持関連情報】を追加したことに伴い、「拳銃等の譲渡等」については、判断基準を変更（「拳銃の譲受け」、「拳銃部品・拳銃実包の譲渡等」に限定）し、また「爆発物・銃砲等の製造」について



は類型名称を「爆発物の製造」に変更した。	
第6 (略)	第6 (略)